

01.はじめに

1. はじめに

昭和56年に開校しました西原東小学校は、千原高台から続く丘陵地帯を背景にし、雄大な中城湾（太平洋）を正面に臨む、自然豊かな立地が特徴です。校区内には尚円王ゆかりの琉球王国時代の神殿である内間御殿（国指定史跡）があり、歴史及び地域学習の場として活用されています。また、千原高台には琉球大学があり、教育環境としても非常に恵まれた地域です。

現在の校舎は開校以降から増築を重ね、令和7年現在、当初の棟で築44年が経過しています。経年劣化に加え、建物接合部の雨漏りなどにより快適性が大きく損なわれています。このような現状を踏まえ、構造的な安全性の向上、設備の効率化、児童と教職員の満足度を向上させるための対策が求められています。

本計画では、施設の安全性や機能性を向上させるとともに、持続可能なデザインを採用し、地域の関係者から意見や要望を集め、より良い学校づくりのための基本的な考え方について整理を行いながら、基本計画を策定します。

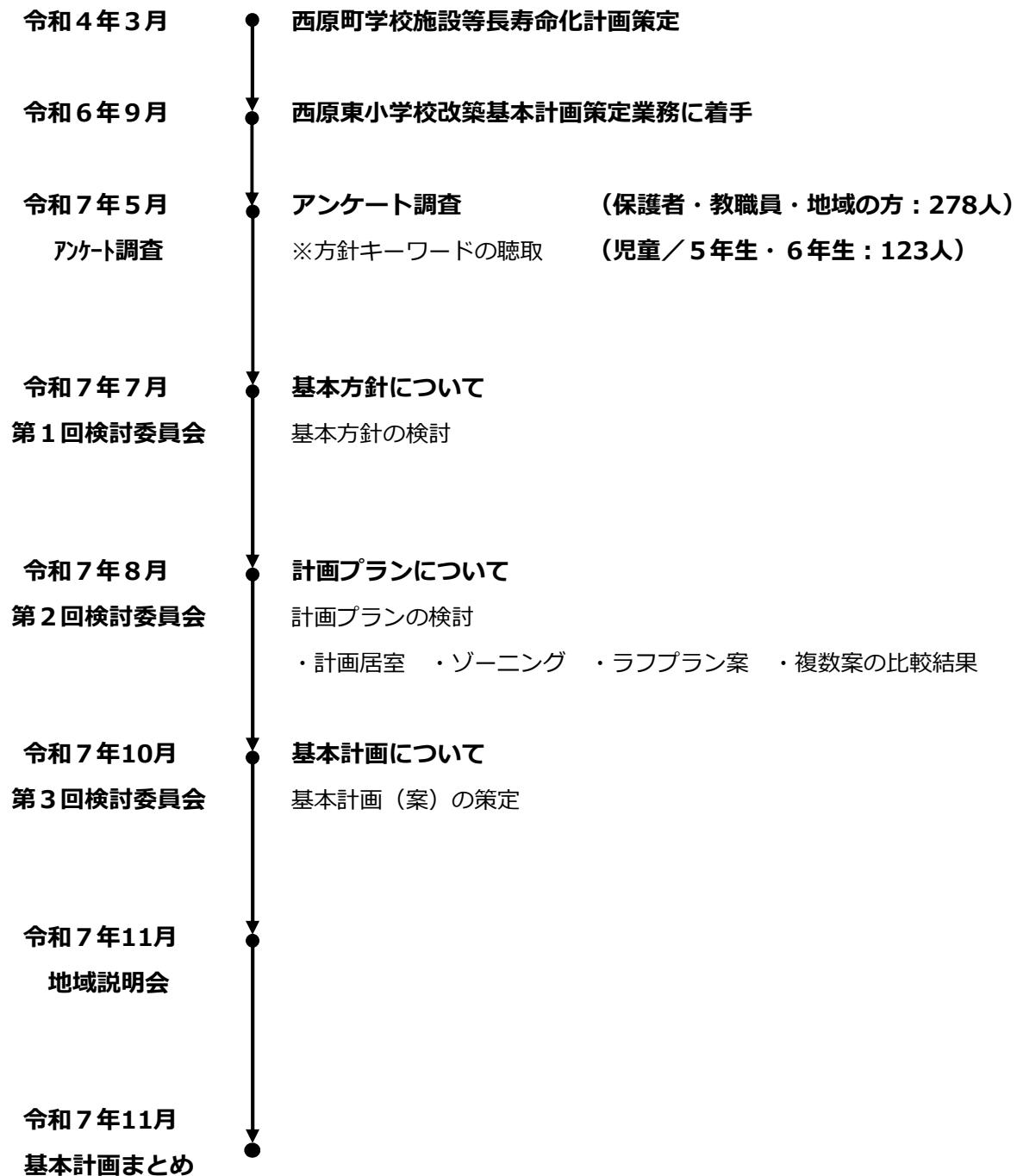


校章の象徴
からだをきたえ 知性をみがき
強い心で 高くはばたけ
西原東の 良い子たち



01.はじめに

2. これまでの経緯とスケジュール



02.条件整理

1. 西原町の基礎データの整理

(1) 人口・世帯数の推移

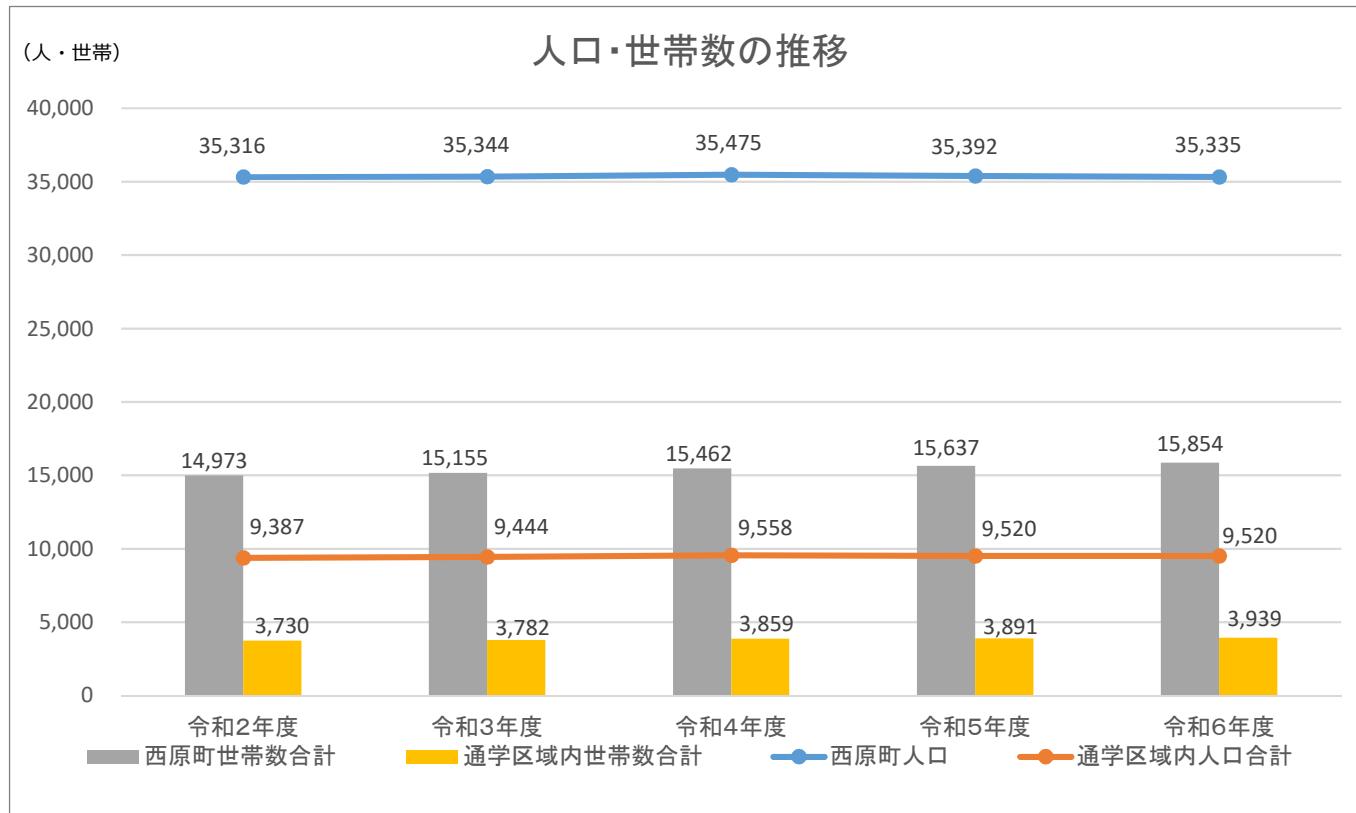
西原町ホームページの人口統計によると、令和2年より人口はほぼ横ばい状態となっています。

それに伴い西原東小学校通学区域内人口についても、大きな増減は見られません。

世帯数においては、町全体及び通学区域内で、人口の推移に比べて増加している結果となっています。

(単位：人・世帯)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
西原町人口	35,316	35,344	35,475	35,392	35,335
通学区域内人口合計	9,387	9,444	9,558	9,520	9,520
西原町世帯数合計	14,973	15,155	15,462	15,637	15,854
通学区域内世帯数合計	3,730	3,782	3,859	3,891	3,939



西原町ホームページの人口統計（各年の3月末現在より抜粋）

02.条件整理

1. 西原町の基礎データの整理

(2) 土地利用状況

計画地である西原東小学校周辺は、住宅地域が広がり、住民との距離が近い環境です。畑や森林も残っており、自然や地域の文化を活用した学習機会を創出しやすい条件が整っています。

また、国道329号（計画地前面道路）や県道38号線沿道は商業地となっており、児童、保護者や教員が便利に利用できる施設が充実しています。



資料：沖縄県地図情報システムを参考 (1/5,000)

凡例

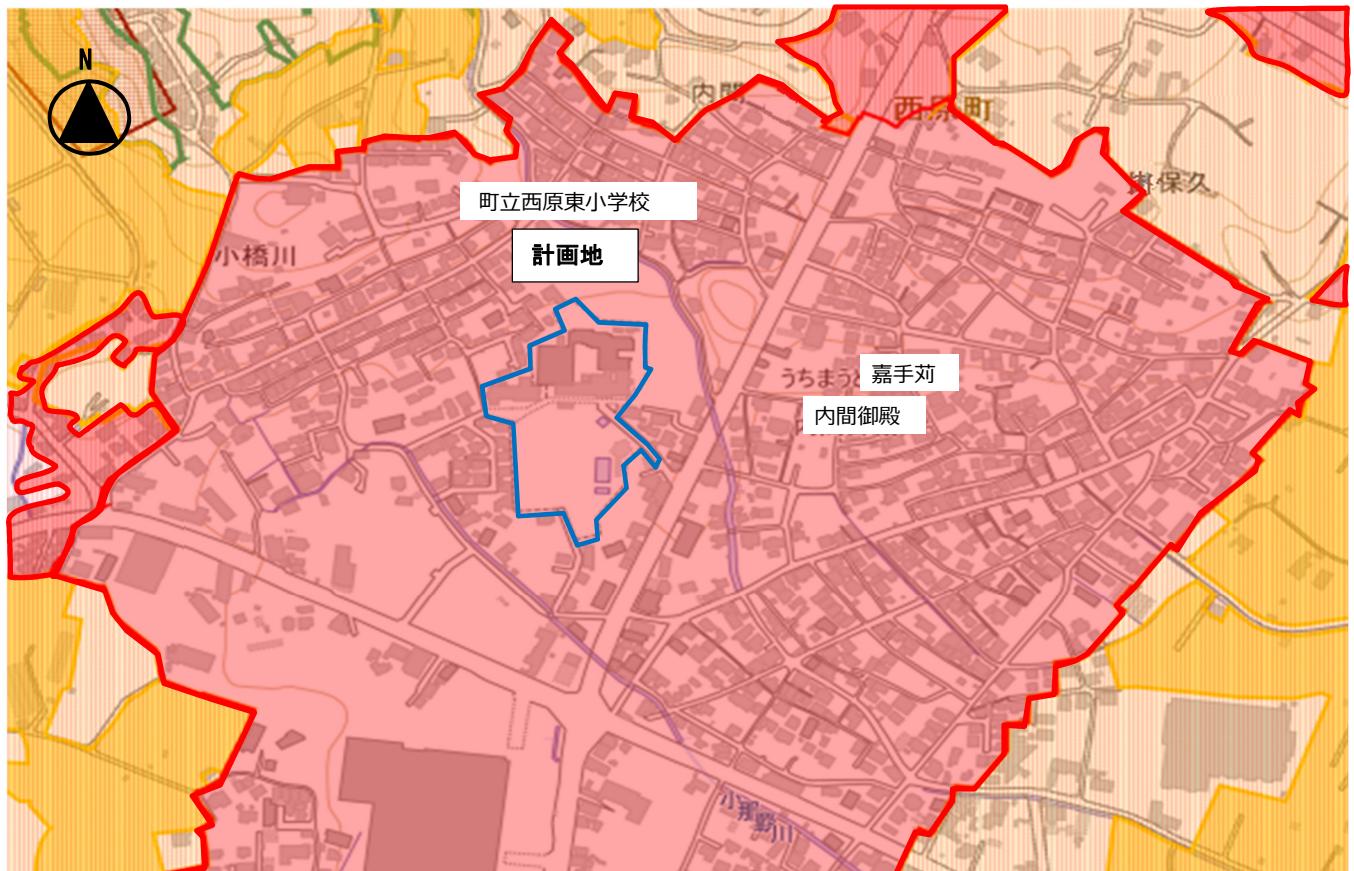
■ 住宅地域	■ 商業業務地区	■ 公共地区	■ その他畑
■ 森林	■ 野草地		

02.条件整理

1. 西原町の基礎データの整理

(3) 土地利用法規制状況の整理

計画地である西原東小学校周辺は、市街化区域に指定されています。また、計画地周辺の土地利用法規制状況については、下記の図表に示す通りとなっています。



資料：沖縄県地図情報システムより抜粋（1/7,500）

凡例	□ 都市計画区域	■ 市街化区域	■ 市街化調整区域	■ 農業振興地域
	■ 農用地区域	■ 森林地域	■ 地すべり防止区域	

02.条件整理

2. 上位関連計画の整理

(1) 文部科学省

- ・「学校施設整備基本構想の在り方について」平成25年3月
- ・「小学校施設整備指針」令和4年6月
- ・「学校施設バリアフリー化推進指針」令和2年12月
- ・「これから的小・中学校施設」平成22年6月
- ・「ウェルビーイング向上のための学校施設づくりのアイディア集」令和6年
- ・「学校施設における事故防止の留意点について」平成21年3月
- ・「エコスクール 環境を考慮した学校施設の整備推進」令和4年6月
(文部科学省・農林水産省・国土交通省・環境省)
- ・「2050年カーボンニュートラルの実現に資する学校施設のZEB化の推進について」令和5年3月
- ・「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」令和4年3月
- ・「これから特別支援教育を支える学校施設の在り方について」令和4年3月
- ・「学校施設バリアフリー化推進指針」令和2年12月

(2) 沖縄県

- ・「沖縄県公共施設等総合管理計画」平成28年12月(令和4年8月改訂)
- ・「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）」令和4年
- ・「沖縄県教育情報化推進計画」令和4年8月
- ・「沖縄県教育振興基本計画～新しい時代を切り拓く人づくり～」令和4年
- ・「第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画」改訂版
- ・「第3次沖縄県環境基本計画」令和5年3月

(3) 西原町

- ・「第三次西原町教育大綱」令和7年度～令和10年度
- ・「第3期西原町まちづくり指針」令和7年3月策定
- ・「指定区別人口調」「指定区別年齢別男女別人口調」「住民登録人数表」「人口推移」
令和6年12月31日現在
- ・「西原町第四次国土利用計画」平成24年4月
- ・「西原町学校施設等長寿命化計画」令和4年3月
- ・「西原町地球温暖化対策実行計画」(事務事業編)令和2年度～令和6年度
- ・「西原町公共施設等総合管理計画」平成29年3月(令和4年3月改訂)
- ・「西原町小津川洪水避難地図/洪水ハザードマップ」
- ・「西原町地域防災計画」令和6年3月修正
- ・「西原町避難誘導マップ」2024年3月改定版
- ・「西原町国土強靭化計画」令和4年2月改定
- ・「西原町都市計画マスタープラン」令和4年8月
- ・「西原町子ども・子育て支援事業計画 ゆいまーるにしらわらびプラン2025」令和7年3月
- ・「西原町景観計画」平成28年3月策定

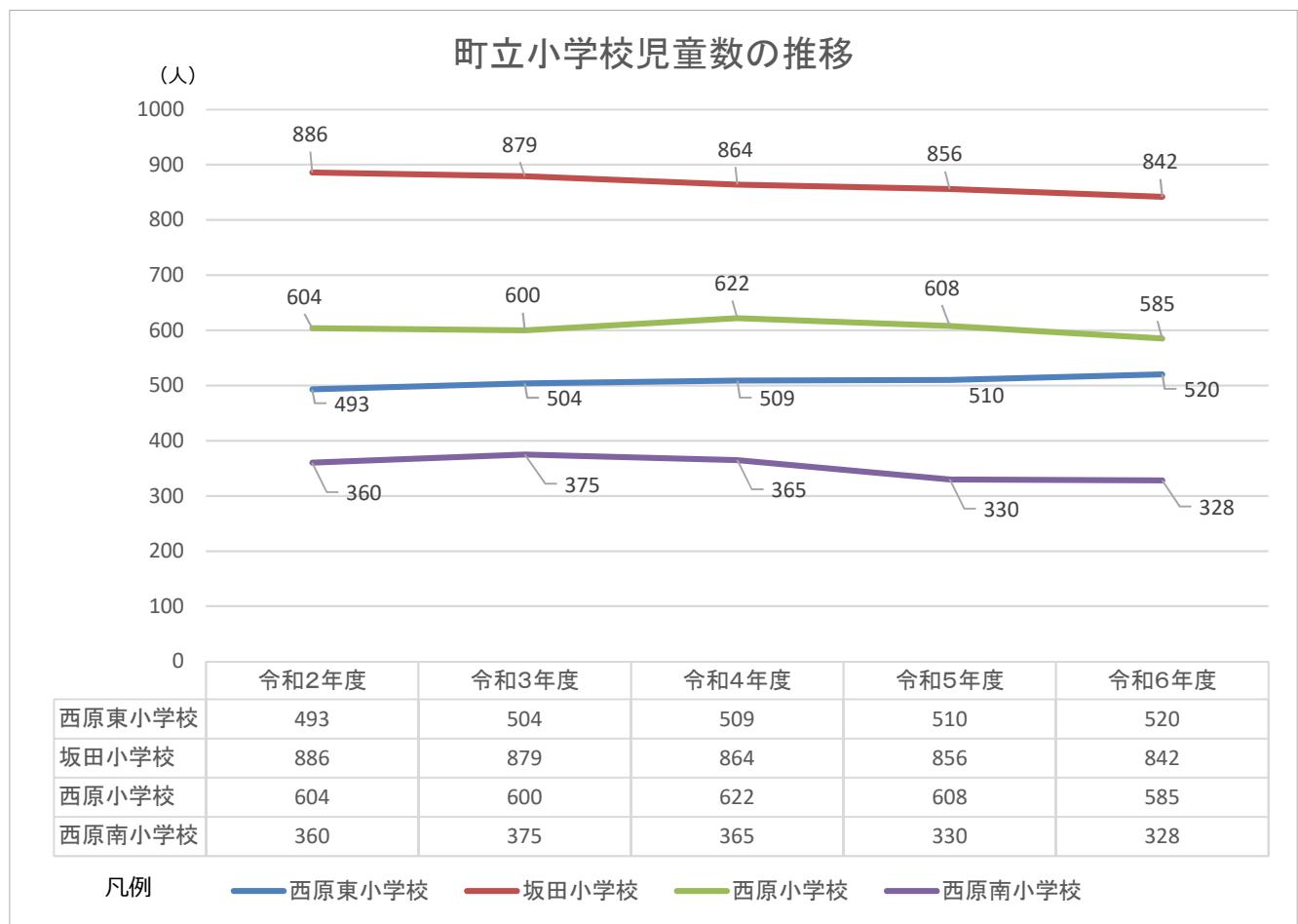
02.条件整理

3. 計画地基礎データ及び施設現状の整理

(1) 児童数・学級数の整理

・児童数の推移

資料「町立小学校児童数及び教員数の推移」によると、西原東小学校の児童総数が年々わずかに増加傾向にあります。一方、他3つの小学校では減少傾向が見られ、西原町全体としては児童数は減少していることが読み取れます。



西原町教育委員会提供の資料より

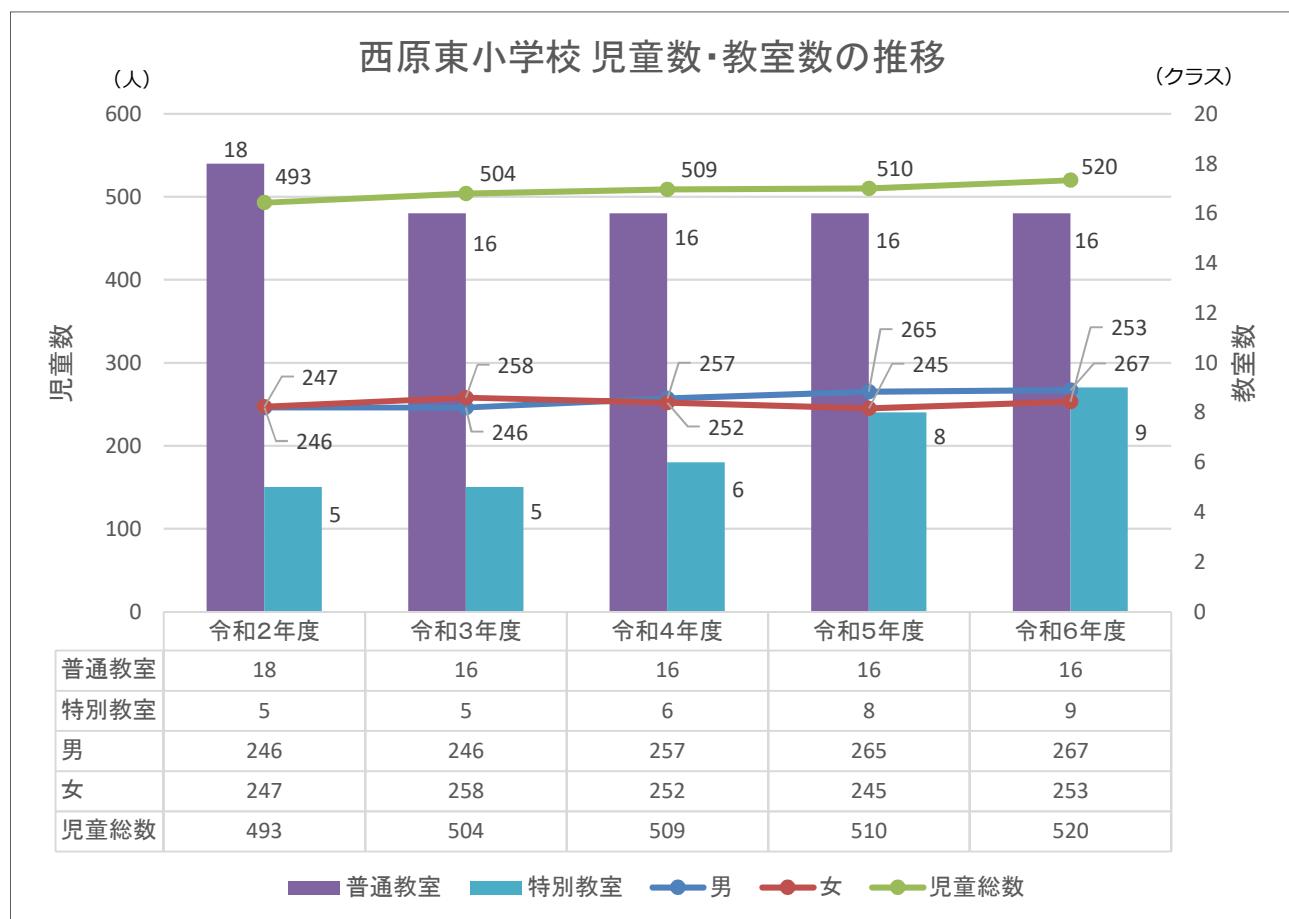
02.条件整理

3. 計画地基礎データ及び施設現状の整理

(1) 児童数・学級数の整理

・普通教室・特別教室の推移

西原町教育委員会提供の資料「町立小学校児童数及び教員数の推移」によると、過去4年間で普通教室の数は16教室を維持しています。一方で、特別支援教室は令和3年度以降増加傾向にあります。



西原町教育委員会提供の資料より

02.条件整理

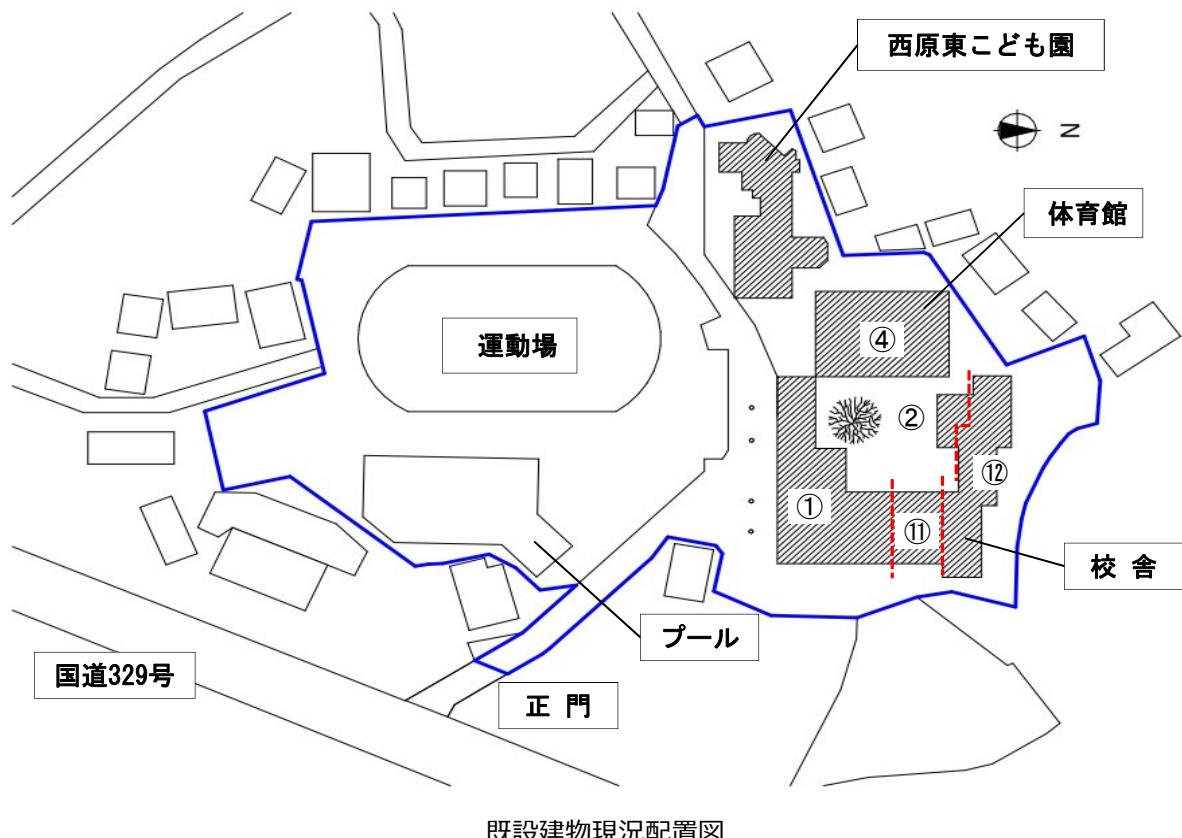
3. 計画地基礎データおよび施設現状の整理

(2) 既設建物状況確認

本計画での建て替え対象は、校舎、体育館となっており、プールは解体予定、西原東こども園園舎は移転予定となっています。いずれの建物も、築年数が約40年経過しており建物に劣化がみられます。

平成28年に行われた耐力度調査では、一部校舎において、構造上危険な状態とされる4,500点以下の調査結果となっています。

建物名称	棟番号	構造	階数	延べ面積	建築年度	築年数	耐力度調査結果
校舎	1	RC	2	1,224m ²	1981	44	—
校舎	11	RC	4	832m ²	1981	44	3,531点
校舎	12	RC	4	2,183m ²	1980	45	3,471点
校舎	2	RC	2	494m ²	1990	35	
体育館	4	RC	2	1,049m ²	1983	42	



02.条件整理

3. 計画地基礎データおよび施設現状の整理

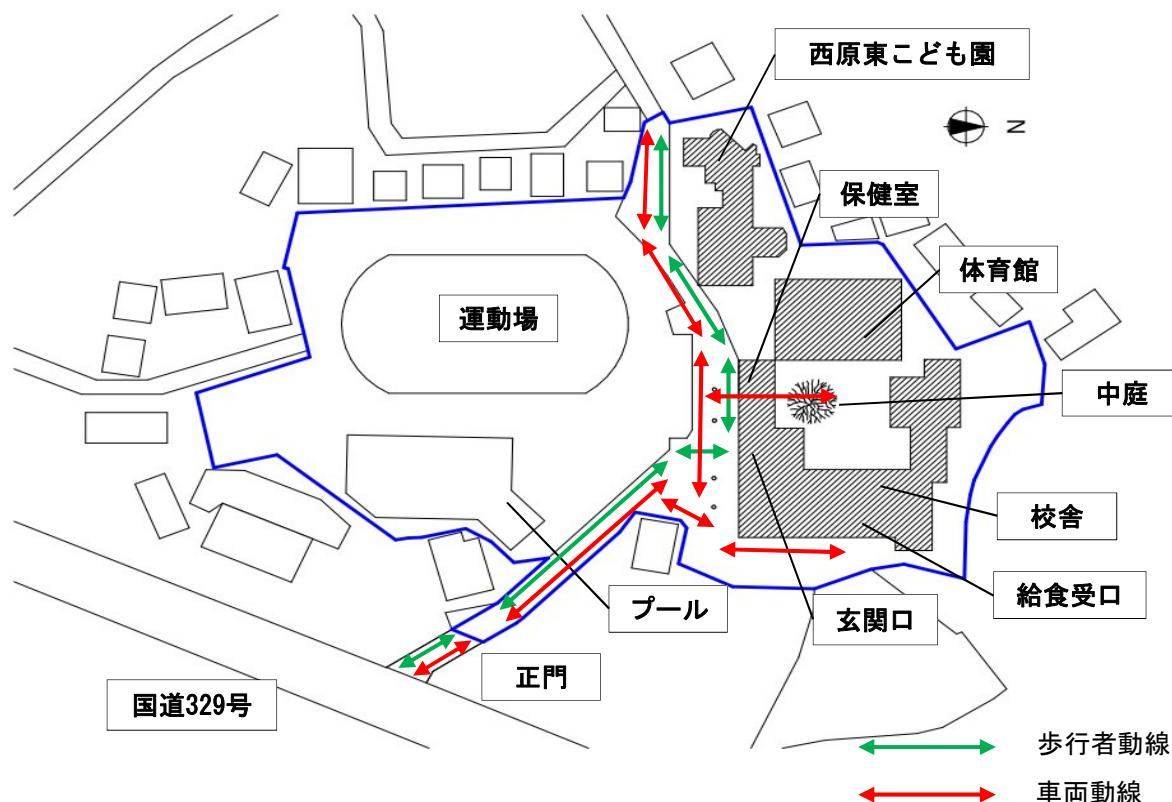
(3) 動線状況

児童・園児の登下校時動線

- ・小学校関係者からのヒアリングによると、正門がある国道側からの登下校が基本ですが、西原東こども園側から登下校する児童も多いようです。
- ・国道側からの登下校ルートは、植栽帯により歩車分離されていますが、玄関口前で車両動線と交差しているため危険な状況です。
- ・西原東こども園側からの登下校ルートは、園舎前面が駐車場となっていることもあり、歩車分離となっておらず危険な状況です。

車両動線

- ・駐車場は主に校舎裏と中庭にあり、来客用通常5台、職員用38台、保護者は許可証を発行し駐車場を確保している状況です。
- ・救急、消防、給食車両は原則国道側から敷地内に進入し、救急と消防車両は保健室前に、給食車両は校舎東側の給食受口付近に停車しています。
- ・朝の送迎時の保護者車両動線に関しては、西原東こども園付近の道路は一方通行の協力依頼文を配布して混雑緩和の対応を行っています。
- ・登校時には交通安全のため、保護者や職員が誘導を行っています。



02.条件整理

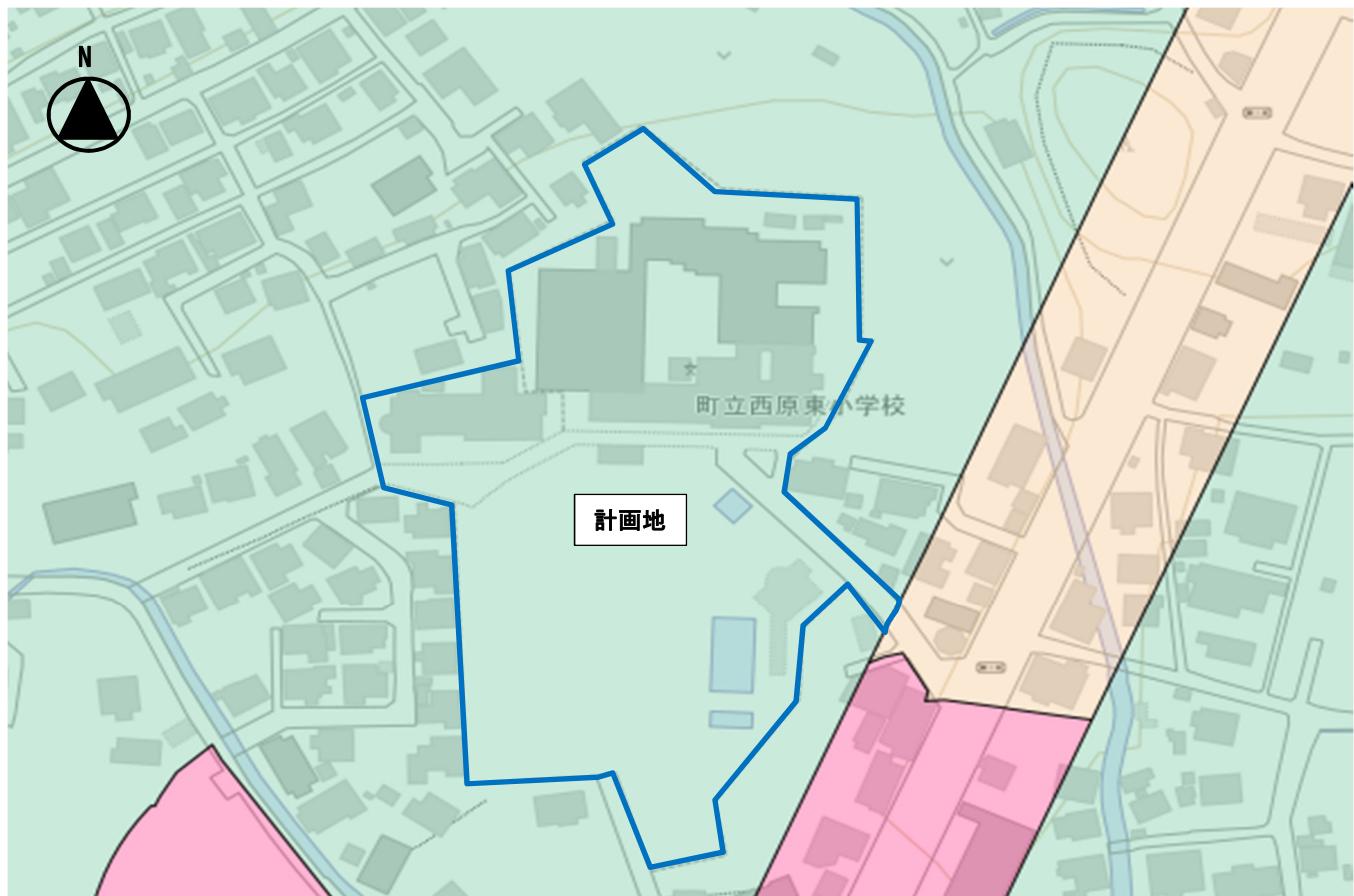
3. 計画地基礎データおよび施設現状の整理

(4) 用途地域等

用途地域と主な規制内容

第一種低層住居専用地域

- ・建蔽率 50%
- ・容積率 100%
- ・道路斜線制限 適用距離 20m 斜線勾配 1.25
- ・北側斜線制限 立上り 5m 勾配 1.25



資料：沖縄県地図情報システムより抜粋（1/2,500）

凡例



第一種低層住居専用地域



第二種住居地域



近隣商業地域

02.条件整理

3. 計画地基礎データ及び施設現状の整理

(5) インフラ整備状況（電気・給水・污水・雨水排水）

電力引込みについて

- 電力は、西原東こども園側の引込み柱からハンドホールを経て、屋内キュービクル式変電設備に接続され、その後、各棟分電盤に電源が供給されています。

給水について

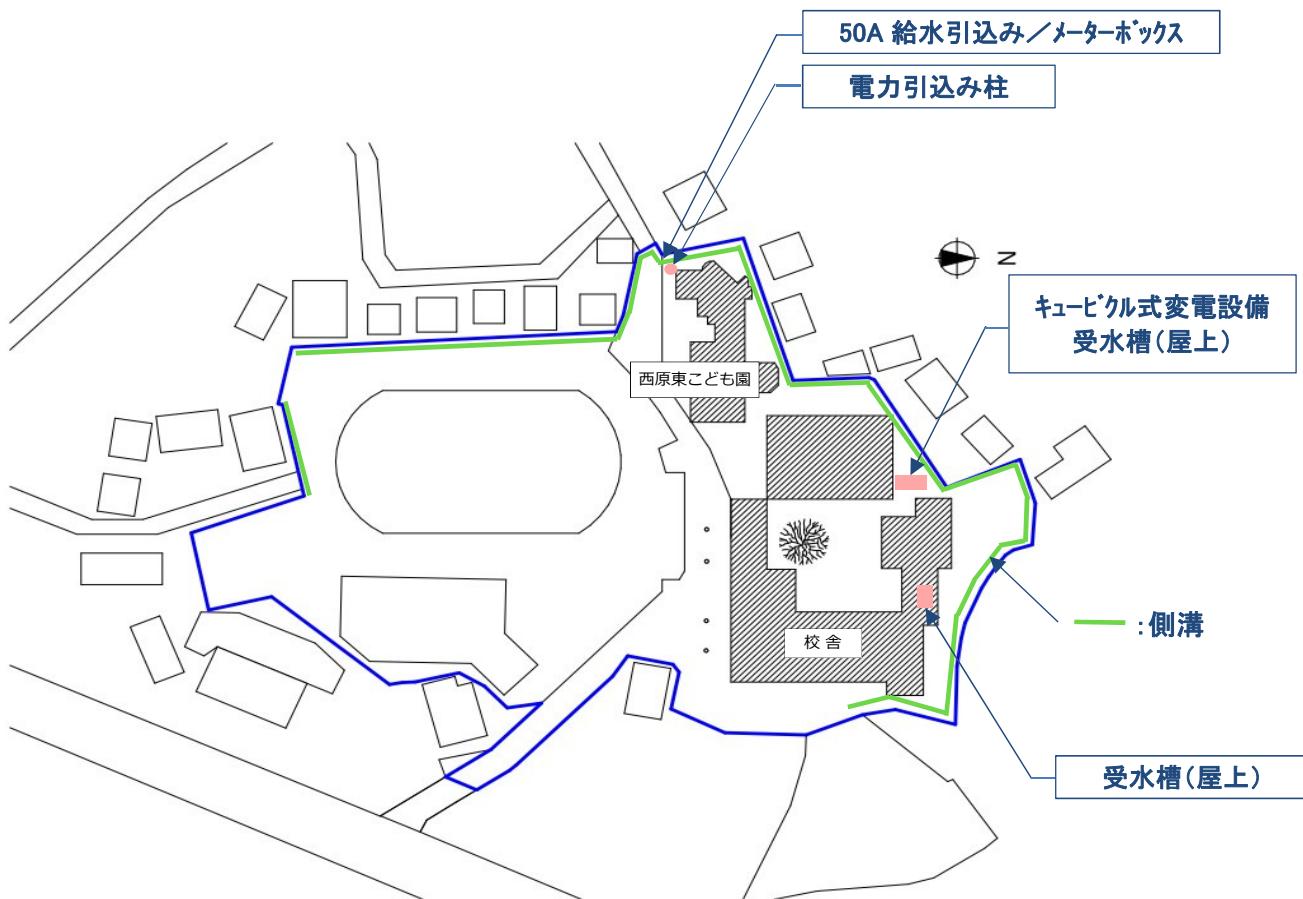
- 給水は、西原東こども園側にメーターBOXが設置されており、受水槽を経て各棟に供給されています。

汚水について

- 各棟の汚水排水は現状、公共下水道に接続されています。
校舎等建て替え計画の際は、直近の公共下水道に接続する計画とします。

雨水排水について

- 雨水排水は、運動場排水も含め、側溝へ放流されています。敷地外への流出を防ぐため十分な検討と対応が必要です。



現況配置図 NO SCALE

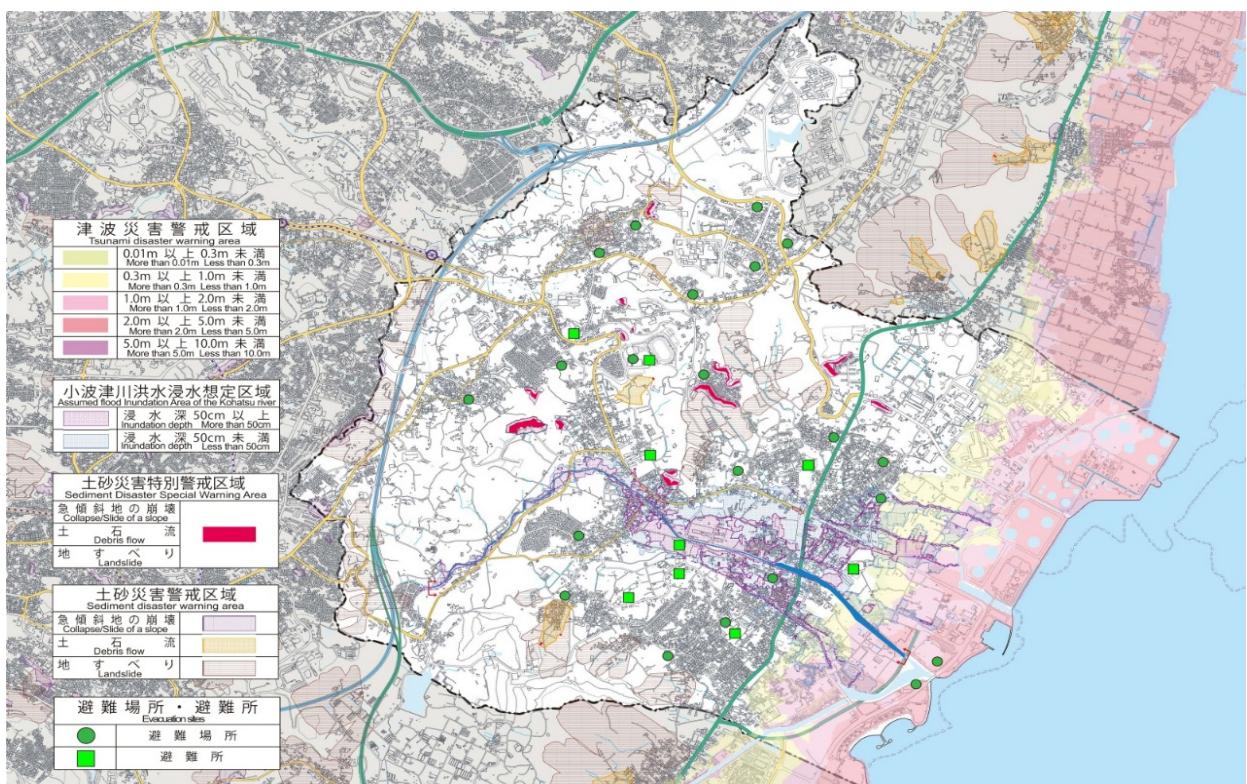
02.条件整理

3. 計画地基礎データおよび施設現状の整理

(6) 西原町ハザードマップでの位置づけ

近年の災害の経験を踏まえ、学校施設が地域の一時避難所として果たす役割の重要性が再認識されており、さまざまな対策が進められています。地域の防災機能向上の視点からも、施設の耐震化や施設整備などを重視しながら、本計画を検討する必要があります。

西原町地域防災計画において、西原東小学校は「指定避難所」に位置づけられています。沿岸部に比較的近いが津波災害警戒区域に含まれていないため、多くの避難者を受け入れることが出来る施設としての整備が求められると考えられます。また、近年では大雨時に西原東小学校付近河川の増水・氾濫があり、児童の登下校に影響がありました。警報級の大雨の場合、今後も氾濫の懸念がある事から、氾濫が起こった際の近隣住民の避難場所としての整備も必要になると考えます。



津波災害警戒区域	
Tsunami disaster warning area	
●	0.01m以上 0.3m未満 More than 0.01m Less than 0.3m
●	0.3m以上 1.0m未満 More than 0.3m Less than 1.0m
●	1.0m以上 2.0m未満 More than 1.0m Less than 2.0m
●	2.0m以上 5.0m未満 More than 2.0m Less than 5.0m
●	5.0m以上 10.0m未満 More than 5.0m Less than 10.0m

土砂災害特別警戒区域	
Sediment Disaster Special Warning Area	
●	急傾斜地の崩壊 Collapse/Slide of a slope
●	土石流 Debris flow
●	地すべり Landslide

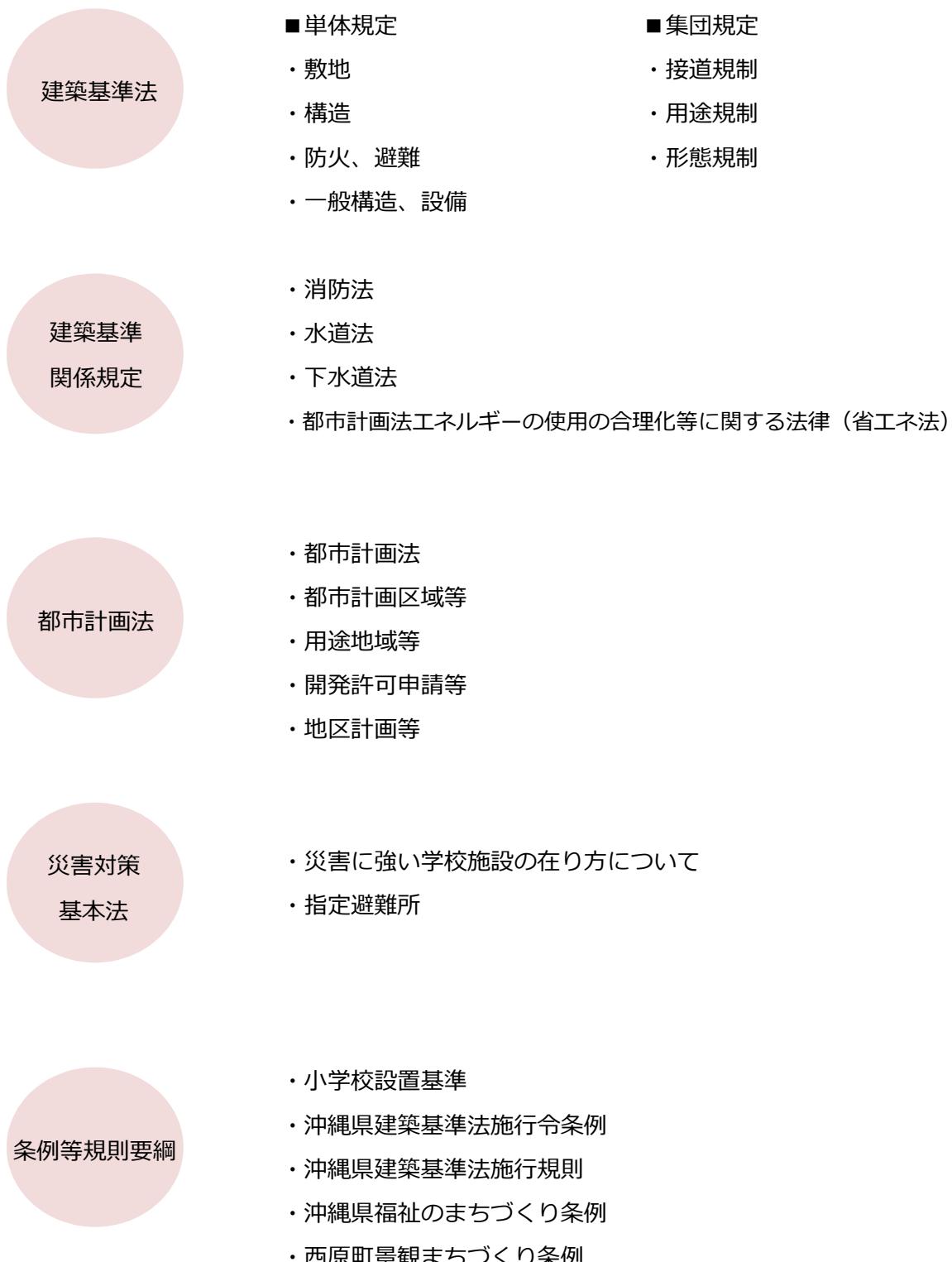
小波津川洪水浸水想定区域	
Assumed flood inundation area of the Kohotsu river	
●	浸水深 50cm以上 Inundation depth More than 50cm
●	浸水深 50cm未満 Inundation depth Less than 50cm
避難場所・避難所	
Evacuation sites	
●	避難場所
■	避難所

資料：西原町避難誘導マップ

02.条件整理

4. 法的条件等の整理

(1) 校舎建築関係法令



02.条件整理

4. 法的条件等の整理

(2) 法的条件一覧 (1/3)

凡例 法：建築基準法 令：建築基準法施行令

項目	設定条件	規定	該当法規
道路	東側道路（国道／329号）	道路幅員 20m	法42条
用途地域	都市計画区域 建ぺい率 容積率	第一種低居住居専用地域 第二種住居地域 50% 60% 100% 200%	法48条
その他の地域・地区	防火地域 その他	防火地域指定なし	法61条・62条
特殊建築物の構造制限	学校 ≥ 3階	耐火建築物 (延焼の恐れのある部分に防火設備設置)	法27条 法別表第1
建物の高さ	道路斜線制限 北側斜線制限 日影制限	適用距離20m 斜線勾配1.25 立上り5m 十勾配 (1.25) 平均地盤面 + 4m 3 h · 5 h	法56条1項1号 法56条1項2号 法56条1項3号 法56条の2
地階の判定		床面から地盤面までの高さが、その階の 1/3以上	令1条1項2号
地階における居室	学校の教室	居室がイ・ロ・ハのいずれかに該当 イ、空地に対する開口部の設置 ロ、令20条の2換気設備の設置 ハ、湿度調整設備の設置	法29条 令22条の2 1項1号
採光	教室 学校の教室以外の居室 音楽室・視聴覚室	床面積1/5以上の開口部 又は、床面積1/7の開口部 (照明制限有り) 床面積の 1/10以上の開口部 有効な換気設備のある場合1/10	令19条 建告1800号
換気	教室、その他居室	床面積1/20以上の開口部 又は、機械換気設備	法28条2項 令20条の2
天井の高さ	居室	2.1m 以上	令21条
界壁	防火上主要な間仕切壁	耐火構造又は準耐火構造 貫通ダクトは防火ダンパー付	令114条 2項・5項
階段	小学校の児童用	階段・踊場幅 (屋内) ≥ 140cm 階段・踊場幅 (屋外遊量産用直通) ≥ 90cm 蹴上げ (屋内・外) ≤ 16cm 踏面 (屋内・外) ≥ 26cm 踊場の位置 高さ3m以内ごと 直通階段の踊場の踏面 ≥ 120cm	令23条 令27条
直通階段までの歩行距離	主要構造部が耐火構造物若しくは 準耐火構造又は不燃材料の場合	≤ 50m 居室、避難路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃、準不燃の場合 ≤ 60m	令120条
直通階段	5階以下の階で避難階の直上の 居室床面積 ≥ 400m ² その他の階の 居室床面積 ≥ 200m ² (主要構造部が耐火・準耐火又は不燃材料の場合)	2以上の直通階段の設置が必要	令121条 1項六号ロ
2以上の直通階段の重複距酸		歩行距離の1/2を超えてはならない	令121条3項
廊下の幅	小学校、中学校、高等学校の 児童用又は生徒用のもの	両側居室 ≥ 2.3m その他 ≥ 1.8m	令119条
屋外への出口	避難階において屋外への出口の一に至る歩行距離	階段からの距離 ≤ 令120条に規定する数値 居室からの距離 ≤ 同条の規定する数値の2倍	令125条

02.条件整理

4. 法的条件等の整理

(2) 法的条件一覧 (2/3)

凡例 法：建築基準法 令：建築基準法施行令

項目	設定条件	規 定	該当法規
防火区画	主要構造部が耐火構造で、スプリンクラー等の自動消火設備が	なし→1,500m ² 以内ごとに特定防火設備で面積区画あり→3,000m ² 以内ごとに特定防火設備で面積区画	令112条 1項 4項
	耐火構造で3階以上の吹抜け部分・階段・昇降機の昇降路ダクトスペース	準耐火構造の床若しくは壁又は防火設備で区画	令112条9項
耐火性能 (耐火時間)	建築物の部分	最上階及び最上階から数えた階数が 2以上で4以下の階	令107条
	間仕切壁・外壁（耐力壁） 柱・床・梁、延焼の恐れのある外壁 (非耐力壁)	1時間	
	屋根	30分	
	延焼の恐れのない外壁（非耐力壁）		
内装制限	学校 火気使用室 (主要構造部を耐火構造としたもの)	適用なし	法35条の2
	自動車車庫	その部分、通路の壁及び天井の室内に面する仕上げを不燃・準不燃とする。	
	排煙上の無窓居室 床面積>50m ²	居室、避難路の壁及び天井の室内に面する仕上げを不燃・準不燃とする	令129条
	採光上の無窓居室		
	排煙設備	免除	令126条の2 1項2号
非常用照明設備	学校	免除	令126条の4 1項3号
非常用進入口	高さ31m以下・3階以上	非常用の進入口を設ける	令126条の6
敷地内通路	屋外避難階段及び避難階の屋外への出口 から道又は公園等まで通ずる	通路幅員 ≥1.5m	令128条

消令：消防法施行令

防火対象物	建物用途	学校 7項 (駐車場は従属的用途)	消令6条 消令別表第1
屋内消火栓設備	延べ面積（各用途判定）	7項（一般） 1,400m ² 以上 7項（地下） 300m ² 以上	消令11条
屋外消火栓設備	延べ面積	1・2階床面積の合計が9,000m ² 以上	消令19条
スプリンクラー設備	階数	11階以上の階のみ	消令12条
泡消火設備	用途・階数・床面積	駐車場の用途に供する部分の存する階 地階で200m ² 以上	消令13条
消防用水	敷地面積・床面積	敷地面積が20,000m ² 以上かつ 床面積が15,000m ² 以上	消令27条
消火器具	延べ面積 床面積	7項（一般） 300m ² 以上 7項（地下） 50m ² 以上	消令10条
自動火災報知設備	延べ面積 床面積	7項（一般） 300m ² 以上 7項（地下） 50m ² 以上	消令21条
消防機関へ通報する 火災報知設備	延べ面積 (電話の設置があれば免除)	1,000 m ² 以上	消令23条
誘導灯 誘導標識	階	地階・無窓階・11階以上	消令26条
	階	全階（誘導灯設置範囲免除）	
非常警報設備	収容人数・階数	自動火災報知設備設置免除	消令24条
連結散水設備	地階の床面積	700m ² 以上	消令28条

02.条件整理

4. 法的条件等の整理

(2) 法的条件一覧 (3/3)

凡例 法：建築基準法

項目	設定条件	規定	該当法規
低層住居専用地域 高さの例外許可	学校その他の建築物	用途によってやむを得ないと認めて 特定行政庁が許可したもの	法55条4項2号
省エネ基準法 適合義務	建築物	全て	建築物省エネ法10条 1項1号
バリアフリー法 基準適合努力義務	学校（特定建築物）	全て	バリアフリー法16条 1項1号
開発行為の許可	那覇広域・市街化区域	敷地面積 1,000m ² 以上	都市計画法29条 1項1号
沖縄県景観条例届出		適用除外（町で景観条例を制定しているため）	沖縄県景観形成条例 13条6号
沖縄県福祉の まちづくり条例届出	学校等	全て	沖縄県福祉のまちづく り条例条例2条2号
沖縄県赤土等流出 防止条例届出	事業行為面積	1,000m ² 以上	沖縄県赤土等流出 防止条例9条4号
西原町景観計画届出	高さ又は、 延べ面積	10mを超えるもの 500m ² を超えるもの	西原町景観まちづくり 条例14条1号2号

(3) 要綱・基準等一覧

- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- ・ 官庁施設の基本的性能基準及び同解説
- ・ 建築構造設計基準及び同基準の参考資料
- ・ 建築設計基準及び同解説
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説
- ・ 建築工事監理指針、電気設備工事監理指針、機械設備工事監理指針
- ・ 建築工事安全施工技術指針
- ・ 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
- ・ 建設副産物適正処理推進要綱
- ・ 小学校設置基準
- ・ 学校図書館施設基準
- ・ 学校環境衛生基準
- ・ 沖縄県開発許可制度に関する運用基準
- ・ その他関連要綱及び基準